明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○生活保護法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一五三）　二

〔告　示〕

○租税特別措置法第九十三条第二項の規定に基づき、令和七年の同項に規定する平均貸付割合を告示する件（**財務**二九三）　二

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（**厚生労働**三四七）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（**同**三四八）

○健康保険法施行規則第五十三条第一項第五号等に規定する厚生労働大臣が定める方法（**同**三四九）　三

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**一三〇七～一三〇九）

○信号符字を点附した件（**同**一三一〇）　四

○信号符字を取り消した件（**同**一三一一）

○船舶国籍証書を無効とした件（**同**一三一二）

○海上運送法に基づき指定試験機関を指定する件（**同**一三一三）

○道路に関する件（**東北地方整備局**七四）　五

○道路に関する件（**関東地方整備局**二四五、二四六）

○道路に関する件（**近畿地方整備局**一二一、一二二）

○道路に関する件（**四国地方整備局**六六～六八）

○道路に関する件（**九州地方整備局**一一三～一一六）　六

〔国会事項〕

官庁事項　六

〔人事異動〕

法務省　六

〔皇室事項〕

労　働　六

〔官庁報告〕

東北地方整備局公示（東北地方整備局）　六

近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）

最低賃金の改正決定に関する公示

（福島労働局最低賃金公示三、茨城同四、滋賀同二～五、和歌山同二、岡山同六）　七

〔公　告〕

諸事項

官庁

酒類の地理的表示を指定する件関係　八

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　八

会社その他　二六

省　令

○厚生労働省令第百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十四条第五項の規定に基づき、生活保護法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月二十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

生活保護法施行規則の一部を改正する省令

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法）	（法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法）
第四条の三　法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合（急迫した事由その他やむを得ない事由によつて、被保護者が指定医療機関から、電子資格確認により医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けることができない場合に限る。）の区分に応じ、当該各号に定めるものを提出する方法又はその他厚生労働大臣が定める方法とする。	**第四条の三**　法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合（急迫した事由その他やむを得ない事由によつて、被保護者が指定医療機関から、電子資格確認により医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けることができない場合に限る。）の区分に応じ、当該各号に定めるものを提出する方法とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）

附　則

この省令は、令和六年十二月二日から施行する。